

池田文書の研究(59)

官庁関連の書簡(その2)

池田文書研究会

- 37 明治3年1月 (572) 御用人中様
 (官禄米) 正・二月分 (吉岡割り印二カ所, 確認印二カ所あり)
 米 貳石壹斗六升七合
 内 貳升壹合六夕七才 (差し料)
 貳石壹斗四升五合三夕三才
 □□半米但 [四斗貳升三合入/三百拾四匁之内]
 代金 貳拾貳兩壹□五□分貳厘
 午⁽¹⁾正月 伊勢屋三郎右衛門 印
 池田謙斎様
 御用人中様
 (上部一カ所に伊勢屋の割り印あり)
- (1) 午正月 明治3年1月.
- 38 明治3年11月 (3418-1)
 (官禄米) 午冬分
 一, 米 三石貳斗五升
 内 米 四升八合七勺五才 差料
 残石 三石貳斗壹合貳勺五才
 内
 石代渡候石六斗六勺貳才, 平均壹斗五升九
 合壹勺がへ
 代金 拾貳兩壹分八錢八分九厘
 米渡候石六斗六勺三才
 御入米 三俵也 瀨江米但 [四斗貳升壹合入
 /壹斗四升三合三勺之切]
 御払米 三斗三升七合六勺三才
 代金 貳兩壹分八錢五分七厘
 二口 金拾四兩三分貳錢四分六厘
 金拾貳兩也 御手当之内上ル
 御差引 金貳兩三分貳錢四分六厘
 午十一月 吉岡文六 印
 池田少典医様 御内
- 39 明治4年2月 (3418-2)
 (官禄米) 未春分⁽¹⁾
 一, 米 三石貳斗五升
 内 米 四升八合七勺五才 差料
 残石 三石貳斗壹合貳勺五才
 御入米 七俵也 下総米 但 [四斗壹升入
 九勺/壹斗四升三合五勺之内]
 御払米 貳斗七升五合貳勺五才
 代金 壹兩三分拾錢八厘
 未二月 吉岡文六 印
 池田少典医様
 御用人中様
 (吉岡の割り印一カ所, 確認印一カ所あり)
- (1) 未春分 明治4年春分.
- 40 明治4年4月 (3418-3)
 (官禄米) 未夏分
 一, 米 三石貳斗五升
 内 米 四升八合七勺五才 さし料
 残石 三石貳斗壹合貳勺五才
 御入米 七俵也 香取米 但 [四斗壹升五合
 入/壹斗六升四勺がえ]
 御払米 貳斗六升八合貳勺五才
 代金 壹兩貳分拾錢三分四厘
 未四月 吉岡文六 印
 池田謙斎様 御内
 御用人中様
 (吉岡割り印一カ所, 確認印一カ所あり)

- 41 明治4年8月 (3418-4)
 (官禄米) 未秋分
 一、米 三石貳斗五升
 内 米 四升八合七勺五才 さし料
 残石 三石貳斗壹合貳勺五才
 御入米 七俵也 越後米 但 [四斗壹升七合
 五勺入/壹斗六升七合五勺之内]
 御払米 貳斗七升八合七勺五才
 代金 壹兩拾錢四分貳厘
 未八月 吉岡文六 印
 池田謙齋様 御内
 御用人中様
 (吉岡割り印一カ所、確認印一カ所あり)
- 42 明治4年12月 (3418-5)
 (官禄米) 未冬分
 一、米 三石貳斗五升
 内 米 四升八合七勺五才 さし料
 残石 三石貳斗壹合貳勺五才
 内
 米 壹石六斗六勺貳才
 早場四兩貳分貳拾貳文六分
 代金 七兩拾三錢三分七厘
 米 壹石六斗六勺三才
 御入米 三俵也 新座米 但 [四斗壹升七勺
 三才/貳斗五升五合壹勺之内]
 御払米 三斗四升九合六勺三才
 代金 壹兩壹分七錢貳分三厘
 金八兩貳分五錢六分
 未十二月 吉岡文六 印
 池田謙齋様 御内
 御用人中様
 (吉岡割り印二カ所あり)
- (注) 文書番号 3418-1 より 3418-5 までの書簡は
 札差業者が明治3年11月より4年12月まで
 池田謙齋留守宅に引渡した官禄米の明細書で
 ある。江戸幕府は米禄を春に4分の1, 夏に
 4分の1, 冬に4分の2を支給していたが、明
 治政府は春, 夏, 秋, 冬に均等に支給してい
 る。これを見ると池田謙齋はドイツ留学のた
 め、札差業者から官禄米を引き当てに12両
 の前借りをしているように思える。池田文書
 に於いて家禄を記載した書簡は、次ぎに記す
 同時期の池田玄仲(多仲)のもの以外は見当
 たらぬ。
- 43 明治4年1月1日 (3418-6)
 未正・二月分御官禄 覚
 一、米五石七斗七升
 内四升三勺九才 札差料
 残米五石七斗貳升九合六勺壹才
 武州米但 [三斗九升八合入/兩壹斗三升九合三
 勺之切]
 同米但 [三斗九升入/兩壹斗三升七合七尺之切]
 平均兩壹斗三升九合四才之切
 代金四拾壹兩拾貳匁五分
 此分三朱ト貳百三拾貳文
 未正月 高柳三郎右衛門 印
 池田玄仲様 御内
 御用人中様
 (高柳割り印一カ所あり)
- 44 明治4年5月 日 (3418-7)
 御官禄米
 米五石七斗七升
 内 米四升三勺九才 札差料
 残米五石七斗貳升九合六勺壹才
 平均兩ニ壹斗五升七合九勺切
 代金 三拾六兩壹分ト貳錢壹分七厘
 此分四百八文
 未五月 高柳三郎右衛門 印
 池田玄仲様 御内
 御用人中様
 (高柳割り印一カ所あり)
- (注) この時期池田玄仲(多仲)は大学東校に
 出仕している。
- 45 明治6年5月25日 (3675)
 乾第百三十二号
 太政官第四百四十七号御布告

皇城炎上、太政官ノ文書過半焼失ニ付、差向キ奏任以上官員奉職履歴書御用候條兼テ相達置候雛形ノ通取調、至急可差出事

但判任官ノ分ハ各管轄庁ニ於テ精密取調可備置事

同第百五十六号同

第百四十七号現今在職奏任以上官員履歴差出候様相達候処、貫属華士族以下丁卯十月以来奏任官以上奉職致候者ハ当時非役ト雖モ同様履歴並御達書ハ全文ヲ相認、来ル十月限可差出候事

明治六年五月十日 太政大臣 三條實美
右之通被仰出候処、当府貫族ハ多分入用之者有之、且手近之事ニ候間、早々取調可差出旨被仰出候間、為心得雛形相添候條早速差出候様区々無洩可触知者也

同五月廿五日 東京府知事 大久保一翁

(雛形)

某 [府/県] 貫族 [華族/士族/卒] 元某 [府/県] 或ハ某 [府/県] 管下 [幾大区 幾小区又何県/何郡何村 農工商 平民]

苗字 姓 実名

通称

年齢

[任官以後苗字或ハ実名改称セシ/モノハ其側ニ旧名ヲ並存スヘシ]

干支月日

一、任某官或ハ某職 [被仰付候事申付候事/或ハ御雇御用掛云々]

同上

一、叙某位

同上

一、免本官或ハ某職 [被免候事/差免候事]

一、御用有之何地エ出張 [被仰付候事/申付候事]

同上

一、位記返上可致事

同上

一、賞典

同上

一、某 [官省/府県] 被廢

同上

一、追テ御沙汰候迄 [東京滞在或ハ是/迄之通事務取扱] 可致事

一、其他職務ニ関涉ノ事アラハ鎖細ノ事ト雖モ記載之事

一、総テ御達之全文ヲ記載之事

(木版印刷物)

(注) 明治6年5月5日皇居・太政官官邸は火災により焼失した。以後明治22年1月10日まで天皇は赤坂離宮、皇太后・皇后は青山御所に居住された。

46 明治7年10月22日 (3487)

正七位 池田秀之

普国留学申付候事

明治七年十月廿二日 陸軍省

47 明治7年10月22日 (3676)

普国伯靈⁽¹⁾ 医学校私費留学⁽²⁾

東京府貫族士族 正七位 池田秀之

普国留学申付候事

右同人医学修業ト可相心得候事

但留学中当省参謀局可為管轄、且為学資一ケ年金一千円下賜候事

(陸軍省用箋使用)

(1) 普国伯靈 プロシヤ国ベルリンの事。

(2) 私費留学 この時池田謙齋(秀之)の留学期限は切れていた。

II 明治9年5月ドイツより帰国、それより大正元年まで。

池田謙齋は明治9年5月11日ドイツより帰国後、陸軍省(5月22日付)、宮内省(6月7日付)、文部省(6月21日付)より夫々兼任の辞令を受け取る。以後各省別、時系列に官庁関係の書簡を記す。これら官庁関係の書簡及び宮家・華族・著名人の書簡を読むと、殆ど侍医の日直(行幸・行啓の供奉等)・当直と患家の往診に忙殺されている事が判る。因みに内務省御用掛の辞令は明治11

年7月1日付である。

A 太政官・内閣関連書簡

1 明治9年6月6日 (3304)

(封筒表) 陸軍軍医監 池田謙齋殿 史官
(封筒裏) 印 第一大区十三小区浜町老丁目拾番地
御用候條明七日午前第十時参官可有之候也

明治九年六月六日 史官

陸軍軍医監 池田謙齋殿

2 明治9年6月7日 (2014)

陸軍軍医監 池田謙齋
宮内省御用掛兼勤被仰付候事

明治九年六月七日

太政官

(注) 池田謙齋の履歴書によれば、明治10月2月23日陸軍省より「征討総督本営付被仰付九州へ出張」の辞令が出されていて、山縣有朋軍と共に熊本・鹿兒島へ出陣し、命令により7月22日京都へ帰京し、同月25日「還幸供奉被仰付」とある。その間、文部省より10年1月19日「東京医学長ノ任ヲ被囑」され、同年4月10日「東京大学医学部総理ノ任ヲ被囑」されている。

3 明治11年7月1日 (2021)

御用候條明二日午前第十時参官可有之候也

明治十一年七月一日 太政官書記官

陸軍軍医監 池田謙齋殿

(注) 内務省御用掛拜命。

4 明治11年7月24日 (2022)

(封筒表) 陸軍軍医監 池田謙齋殿 太政官書記官
(封筒裏) 印

御用候條明廿五日午前第十時参官可有之候也

明治十一年七月廿四日 太政官書記官

陸軍軍医監 池田謙齋殿

5 明治11年12月10日 (2023)

(封筒表) 陸軍軍医監 池田謙齋殿 太政官書記官
(封筒裏) 緘

御用候條明十一日午前第十時礼服着用参官可有之候也

明治十一年十二月十日 太政官書記官

陸軍軍医監 池田謙齋殿

6 明治11年12月11日 (3481)

陸軍軍医監兼二等侍医従五位勲四等 池田謙齋
兼任一等侍医

右大臣従一位勲一等 岩倉具視 奉

天皇御璽(角印)

明治十一年十二月十一日

7 明治12年1月22日 (2015)

陸軍軍医監兼一等侍医従五位勲四等 池田謙齋
東京府下為学校資金式拾五円差出候段奇特ニ付為
其賞木盃壹個下賜候事

明治十二年一月廿二日

太政官

8 明治12年12月13日 (2024)

(封筒表) 陸軍軍医監 池田謙齋殿

(封筒裏) 太政官書記官

御用候條明後十五日午前第十時礼服着用参官可有之候也

明治十二年十二月十三日 太政官書記官

陸軍軍医監 池田謙齋殿

(注) 叙正5位拜命。

9 明治13年4月22日 (3462)

御用候條明廿三日午前第十時参官可有之候也

明治十三年四月廿二日 内閣書記官

陸軍軍医監 池田謙齋殿

10 明治13年6月17日 (3482)

陸軍軍医監兼一等侍医 池田謙齋

内務省御用掛被免候事

明治十三年六月十七日 太政官

- 11 明治13年12月16日 (3463)
 (封筒表) 陸軍軍医監 池田謙齋殿
 御用候條明十七日午前第十時參官可有之候也
 明治十三年十二月十六日 内閣書記官
 陸軍軍医監 池田謙齋殿
- 12 明治15年7月26日 (3498)
 (封筒表) (欠) 池田謙齋殿
 (封筒裏) 緘 宮内省
 一等待医 池田謙齋
 除服出仕
 明治十五年七月廿六日
 太政官
 (注) 明治15年7月15日池田謙齋の姉 ^{なめた} 行田八重子の死去による服喪。
- 13 明治18年12月28日 (3468)
 (封筒表) 一等待医軍医監 池田謙齋殿
 親展 (ゴム印)
 (封筒裏) 緘 内務大臣官房長心得
 内務権大書記官 久保田貫一
 一等待医軍医監 池田謙齋
 日本薬局方編纂委員被免
 明治十八年十二月廿八日
 内閣
 別紙辞令書及御伝達候也
 明治十八年十二月卅日
 内務大臣官房長心得
 内務権大書記官 久保田貫一
 一等待医軍医監 池田謙齋殿
 (上部に割り印)
 (内務省用箋使用)
- 14 明治19年1月20日 (3483)
 一等待医軍医監 池田謙齋
 依願東京大学御用掛兼勤被免
 明治十九年一月廿日
 内閣
- 15 明治19年10月28日 (3465)
 正五位勳三等 池田謙齋
 叙従四位
 天皇御璽 (角印)
 明治十九年十月廿八日
 内閣総理大臣従二位勳一等伯爵 伊藤博文 奉
- B 宮内省関連書簡**
- B-1 本省**
- 1 明治9年11月29日 (1531)
 幸第九号
 御用之儀有之候間、明卅日午前御出頭有之度候也
 九年十一月廿九日 宮内省
 三等待医 池田謙齋殿
 (宮内省用箋使用)
- 2 明治9年11月30日 (1517)
 三等待医 池田謙齋
 大和国并京都へ行幸供奉被仰付候事
 明治九年十一月卅日 宮内省
- 3 明治10年7月25日 (1516)
 三等待医 池田謙齋
 還幸供奉被仰付候事
 明治十年七月廿五日 宮内省
 (注) 西南戦争の為京都滞在中の明治天皇帰京に付供奉命令。
- 4 明治14年9月17日 (3490)
 一等待医 池田謙齋
 御用有之京都へ被差遣候事
 明治十四年九月十七日 宮内省
 (注) 池田謙齋は明治10年10月12日2等待医、11年12月11日1等待医となる。
- 5 明治14年9月27日 (1532)
 電報 明治 年送達紙
 発局 官報 第八十二号 中央分局 九月廿七日
 后二時十分 字数三十二字

着局 第八十七号 西京分局 后五時四七分

技術 石川

届 桂宮ニテ 池田一等侍医

出 宮内省

カツラノミヤ⁽¹⁾ゴヨウダイデンボウニテヒビモウシコスベシ

- (1) 桂宮 ^{すみこ}淑子内親王. 仁孝天皇第3皇女. 京都に在. 文政12年生, 文久2年桂宮を相続. 明治14年10月3日薨去. 享年53. (1829-1881)

6 明治14年12月26日 (1524)

(封筒表) 池田一等侍医殿

(封筒裏) 宮内省庶務課

白縮緬 壹疋

御状 壹通

右桂宮御附宇田潤より御届可申旨倚頼ニ付差上申候, 御落手被下度候也

十二月廿六日

宮内省庶務課

池田一等侍医殿

7 明治15年12月2日 (1518)

一等侍医 池田謙斎

権典侍千種任子妊娠ニ付御用掛被仰付候事

明治十五年十二月二日

宮内省

8 明治16年6月30日 (1519)

右大臣殿日々之容体書御差出可有之, 尤岩倉家へ御差出相成候ハ、同家ヨリ当省へ被差出候筈, 委細香渡晋へ申入置候間, 此段御承知有之度此段申進候也

六月三十日

宮内書記官

伊東一等侍医殿

池田一等侍医殿

9 明治16年8月27日 (125)

(封筒表) 神奈川県下相州木賀村

松坂寿平次方にて 池田一等侍医殿

書留 赤坂八ノ一九八 至急

(消印 相模・足柄下・底倉・八・二八)

(消印 相模・足柄下・小田原・八・二八)

(消印 相模・足柄下・吉浜・八・二九)

(封筒裏) 十六年八月廿七日発ス 宮内省

(下部に割り印)

(消印 東京・一六・八・二七)

池田謙斎殿義本月二十二日弊家御出発, 夫ヨリ二三日箱根御滞在, 続テ静岡辺ニ御越し之様ニ聞及申候間, 御返戻申上候也

十六年八月二十八日 木賀 松坂寿平治

木賀松坂諸証 (角印)

底倉郵便局御中

信書受取人, 貴局部内温泉場ニ被越候哉も難計候ニ付, 宿舎御尋問ノ上配達方取計被下度候也

十六年八月廿八日

底倉郵便局

熱海郵便局御中

(消印 相模・足柄下・小田原・八・二八)

10 明治17年6月7日 (1520)

御談申度義有之候間, 今七日午前九時御参省相成度此段申進候也

明治十七年六月七日

本省当番書記官

池田一等侍医殿

11 明治17年7月2日 (3489)

一等侍医 池田謙斎

御用有之熱海表へ被差遣候事

明治十七年七月二日

宮内省

12 明治18年9月15日 (1534)

石川県士族山田董⁽¹⁾宿所不分明ニ付, 余白へ御記載被下度, 致御依頼候也

九月十五日

宮内省庶務課

池田一等侍医殿

- (1) 山田董 明治19年4月より27年まで侍医局薬剤師, 以降薬剤師長. 薬剤師任命の爲の人物調査か.

13 明治 年1月9日 (1526)

(封筒表) 池田侍医殿 執事御中 大至急

(封筒裏) 緘

宮内省内事課

池田侍医殿へ至急御用之義有之候ニ付, 熱海へ向

ケ別紙之通電信相発候処、御出立後之趣申来候、
就ては凡何日何時頃御歸京之事ニ候哉承知致度、
否折返し御答有之度此段及御問合候也

一月九日 内事課

池田侍医殿 執事御中

14 明治 年 10 月 27 日 (1533)

(封筒表) 池田侍医殿 急

(封筒裏) 〆 宮内書記官

本日還幸之節、乗馬供奉被仰付旨御沙汰相成候間
此段申進候也

十月廿七日 宮内書記官

池田侍医殿

15 明治 19 年 2 月 5 日 (1527)

(封筒表) 軍医監正五位 池田謙齋殿

(封筒裏) 緘 宮内省

御用有之候條、即刻[×]日[×]午[×]時[×]礼服着用出頭可有之候
也

明治十九年二月五日 宮内省

軍医監正五位 池田謙齋殿

16 明治 19 年 2 月 5 日 (3484)

陸軍軍医監正五位勲三等 池田謙齋

任侍医局長官兼侍医

宮内大臣従三位勲一等伯爵 伊藤博文 奉

天皇御璽 (角印)

明治十九年二月五日

(注) 明治 19 年 2 月 4 日宮内省官制制定により
侍医御用掛は侍医局となり、池田謙齋は侍医
局長官となる。更に 21 年 7 月 23 日官制改定
により侍医局局长となる。

17 明治 19 年 6 月 23 日 (149)

(封筒表) 侍医局長官 池田謙齋殿

(封筒裏) 緘 宮内大臣 伯爵 伊藤博文

婦人服制之儀先般及内達置候処、自今皇后宮ニ於
テモ場合ニヨリ西洋服装御用キ可相成ニ付、皇族
大臣以下各夫人朝儀ヲ始メ礼式相当之西洋服装隨
意可相用事

明治十九年六月廿三日

宮内大臣 伯爵 伊藤博文

(印刷物)

18 明治 20 年 1 月 17 日 (1523)

(封筒表) 侍医局長官 池田謙齋殿

(封筒裏) 緘 宮内省 (ゴム印)

婦女制服之事ニ付皇后陛下ヨリ別紙之通被仰出候
事

明治二十年一月十七日 宮内省

婦女服制のことに付て皇后陛下思食書

女子の服は、そのかみ、既に、衣裳の制あり。孝
徳天皇の朝、大化の新政、発してより、持統天皇
の朝には、朝服の制あり。元正天皇の朝には、左
衽の禁あり。聖武天皇の朝に至ては、殊に、天下
の婦女に令して、新様の服を、著せしめられき。
当時、固より、衣と裳と、なりしかば、裳を重ぬ
る、輩もありて、重裳の禁は発しき。されば、女
子は、中世迄も、都鄙一般に、紅袴を穿きたりし
に、南北朝より、このかた干戈の世となりては、
衣を得れば、便ち著て、また、裳なきを、顧るこ
と能はず。因襲の久しき、終に禍乱治まりても、
裳を用ひず。纔かに上衣を長うして、両脚を蔽は
せたりしが、近く延宝より、こなた、中結ひの帯、
漸く其幅を広めて、全く、今日の、服飾をば、馴
致せり。然れとも、衣ありて裳なきは、不具なり。
固より旧制に依らざる可らずして、文運の、進め
る昔日の類ひにあらねば、特り、坐礼のみは、用
ふること、能はずして、難波の朝の、立礼は、勢
ひ、必ず、興さざるを得ざるなり。さるに、今西
洋の女服を見るに、衣と裳とを具ふること、本朝
の旧制の如くにして、偏へに立礼に適するのみな
らず、身体の動作、行歩の運転、にも便利なれば、
其裁縫に倣はんこと、当然の理りなるべし。然れ
ども其改良に就て、殊に注意すべきは、勉めて、
我が国産を用ひんの一事なり。若し能く、国産を
用ひ得ば、傍ら、製造の、改良をも誘ひ、美術の
進歩をも導き、兼て商工にも、益を与ふること、
多かるべく、さては、此挙、却て、種々の、媒介
となりて、特り、衣服の上には止らざるべし。凡
そ、物、旧を改め、新に移るに、無益の費を、避

けんとするは、最も至難の業なりと雖ども、人々互に、其分に応じ、質素を守りて、奢美に流れざるやう、能く注意せば、遂に其目的を達すべし。爰に、女服の改良をいふに当たりて、聊か所思を述べて、前途の望みを告ぐ。

明治二十年一月

(印刷物)

19 明治20年2月23日 (2156)

明廿四日還幸ニ付、同日午前六時新橋発荷物汽車便にて上等列車一輛横浜へ差立候間、此段池田侍医殿へ御申入有之度候也

二月廿三日

内事課

久宮⁽¹⁾御殿侍医 御中

(1) 久宮 静子内親王。明治天皇第5皇女。明治19年2月10日生、明治20年4月4日薨去(1886-1887)。生母は子爵 千種有任の長女 千種任子(花松典侍)。(1855-1944)

20 明治20年4月29日 (148)

(封筒表) 侍医局長官 池田謙齋殿

(封筒裏) 緘 宮内大臣 伯爵 伊藤博文

喪中⁽¹⁾御尋トシテ御菓子老折下賜候間此段申入候也

明治二十年四月二十九日

宮内大臣 伯爵 伊藤博文

侍医局長官 池田謙齋殿

(1) 池田謙齋妻いく(幾子)明治20年4月28日没。安政6年2月17日生。享年29。(1859-1887)

21 明治20年5月9日 (1529)

侍医局長官 池田謙齋

除服出仕

明治二十年五月九日

宮内省

22 明治23年10月22日 (1530)

侍医 池田謙齋

茨城県下行幸・行啓供奉被仰付候事

明治廿三年十月廿二日

宮内省

23 明治24年8月13日 (1535)

侍医 池田謙齋

富美宮⁽¹⁾拝診御用被仰付候事

明治廿四年八月十三日

宮内省

(1) 富美宮 允子内親王。明治天皇第8皇女。明治24年8月7日生。朝香宮鳩彦王妃。昭和8年1月1日薨去。享年43。(1891-1933)。生母は伯爵 園 基祥の次女園 祥子(小菊典侍)。(1867-1947)

24 明治24年12月22日 (3464)

侍医 池田謙齋

賜 一級俸

明治廿四年十二月廿二日

宮内省

25 明治25年5月12日 (3145)

(封筒表) 池田侍医局長殿 執事御中

(封筒裏) 緘 皇太后宮職属

皇太后陛下明十三日鎌倉へ行啓、御都合ニヨリ御延引被仰出候条此段及御通報候也

明治廿五年五月十二日 皇太后宮職属

池田侍医局長殿 執事御中

26 明治25年8月16日 (3488)

侍医局長 池田謙齋

静岡神奈川両県下へ出張被仰付

明治廿五年八月十六日

宮内省

27 明治25年9月27日 (1869)

(封筒表) 侍医局長 池田謙齋殿

(封筒裏) 高輪御殿

来ル三十日常宮⁽¹⁾殿下御誕辰ニ付同日午后三時より当御殿へ被為召候間此段申進候也

廿五年九月二十七日

高輪御殿

池田侍医殿

(1) 常宮 昌子内親王、明治天皇第6皇女、明治21年9月30日生、高輪御殿にて養育される。竹田恒久宮王妃、昭和15年3月8日薨去、享年53。(1888-1940)

28 明治27年6月17日 (3143)

一、アイスクリーム
一、ソップ

右皇后陛下思召ヲ以テ賜リ候間及御廻候条、御拝受相成度候也

廿七年六月十七日 皇后宮職属
池田侍医局長殿 御家族中

29 明治31年2月2日 (3460)

男爵 池田謙斎

今般依勲功被列華族候ニ付、特旨ヲ以テ帝室御資産ノ内金壹萬円下賜候條家門保続之目的可相立候、右奉叡旨相達候事

明治三十一年二月二日

宮内大臣 伯爵 土方久元

宮内大臣之印 (角印)

30 明治32年7月5日 (1594)

(封筒表) 神田区駿河台北甲賀町九番地

男爵 池田謙斎殿

(封筒裏) 緘 錦鶏問祇候幹事 宮内省 (ゴム印)
拝啓、陳ハ錦鶏問祇候幹事之儀、拙者等兩人去月限り満期ニ付順番ヲ以テ当七月ヨリ左ノ両君ト交代候條此段及御通知候也

明治三十二年七月五日 正四位 渡正元

男爵 鈴木大亮

祇候各位御中

從明治三十二年七月

至 全 年九月 三ヶ月間幹事

正三位 三好退蔵殿

同 辻 新次殿

31 明治35年9月13日 (1528)

御用有之候條、明後十五日午前十時通常礼服用

参省可有之候也

明治卅五年九月十三日 宮内省

從三位 男爵 池田謙斎殿

(注) 明治35年9月15日宮中顧問官拜命。

32 明治 年 月 日 (1635)

(入場券表) 観桜会之證 宮内省 丸印

(入場券裏) 此ノ證札ハ吹上入口門参入ノ節門部ヘ示スヘシ

(この證札三枚あり)

33 明治 年 3月 7日 (1071)

一、鹿肉 壹折

右於日光御猟場捕獲之分、以思召下賜候間御伝申進候也

三月七日

上直侍從

男爵 池田謙斎殿

34 大正1年12月29日 (1521)

(封筒表) 神田区駿河台北甲賀町九

宮中顧問官 男爵 池田謙斎殿 至急 (ゴム印)

(封筒裏) 宮内省 (ゴム印)

先帝御遺物下賜相成候條、來ル三十日・三十一日兩日ノ内午前九時ヨリ午後三時迄ノ間ニ於テ参省有之度此段申進候也

大正元年十二月廿九日

宮内省

宮中顧問官男爵 池田謙斎殿 (墨書)

追て都合ニ依リ代人被差出候モ不苦候也

(コンニャク版)

35 明治 年 10月 11日 (3141)

(封筒表) 池田殿 執事御中

(封筒裏) 皇后宮職 (印) 宮内省

一、風呂敷包御菓子五個

右ハ正ニ受取、早速高等女官御一同へ御披露ニ及ヒ候得ハ宜敷御礼申上候様被申聞候、此段御答申進候也

十月十一日

皇后宮職

池田殿 執事御中

36 明治 年7月15日 (3142)

(封筒裏) 池田侍医局長殿
(封筒裏) 緘 芝離宮 皇后宮職 (印) 宮内省
拜呈仕候、明十六日午前十時皇后陛下より被為召
候ニ付、同時芝離宮え御参有之度此段申上候、敬
具

七月十五日 芝離宮皇后宮職
池田侍医局長殿

37 明治 年6月30日 (3144)

拜啓、陳は当御所女官楊梅典侍平松好子、過日来
不快ニヨリ、一応貴官按下診察奉願度、何卒今日
御来車之程相願度旨ニ候、明朝御出発之儀ハ承リ
ナガラ、御用多之折ニ申願候モ万々恐入候得共、
一応御診察奉願度候との事ニ付、此段御依頼願申
入者也

六月三十日 皇太后宮職 属
池田侍医局長殿

追て今朝早ク宮城之御詰所迄電話ヲ以御依頼申
上候間、唯今尚又電話ヲ以御出勤中成否相尋候
処、先刻御退出相成候旨返報有之候間、右相願
候事候也

38 明治 14年8月26日 (83)

今夕九條家被御引移、明日表向発シニ相成候よ
し

南大路菅山殿⁽¹⁾ 追々疲労之処、本日午後四時五分
終ニ被及大切候、過日来日々御来診御苦勞奉謝
候、仍て此段御報知申入候也

八月廿六日 青山御所⁽²⁾ 詰 属

池田謙齋殿

(1) 菅山殿 皇太后付き菅山の局、皇太后 九
條^{あさこ} 夙子の生母、南大路長尹の娘。

(2) 青山御所 明治6年5月5日皇居焼失によ
り皇太后・皇后は明治22年1月10日まで青
山御所に居住された。

39 明治 年2月22日 (1106)

大夫殿御容体十三時比より追々不宜、脈細微呼吸
促迫唯今之処にては何時異変相成哉も難計旨御上
申之趣、即刻奥向被申入候也

二月廿二日 青山御所詰 御内儀掛
池田謙齋殿

[主要参考文献]

朝日新聞社編『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社
1994年11月30日発行

朝日新聞社編『史料明治百年』朝日新聞社 1966年11
月25日発行

霞会館諸家資料調査委員会編『昭和新修華族家系大成』
上・下巻 霞会館 1984年4月10日発行

高崎斐子他『明治天皇の侍医 池田謙齋』さっぽろい
づみ 1991年7月31日

池田文書研究会編『東大医学部初代総理池田謙齋』上・
下巻 思文閣出版 2007年2月25日発行

吉田忠・深瀬泰旦編『東と西の医療文化』より遠藤正
治著「明治期の侍医制度と池田文書」思文閣出版
2001年5月11日発行

大植四郎編『明治過去帳』東京美術 1971年11月20
日発行